

## ○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年1月27日教委規則第1号

## 改正

平成12年2月1日教育委員会規則第3号

平成26年3月26日教育委員会規則第5号

平成28年1月28日教育委員会規則第1号

## 川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）

第3条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

**第1条の2** 条例第2条第2項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

**第2条** 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

**第3条** 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月1回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

**第4条** 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

**第5条** 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べることができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

**第6条** 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

### 附 則 (平成26年3月26日教委規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成28年1月28日教委規則第1号)

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

#### 別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民

			驚を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	(1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

## 高津市民館専門部会について

### 1 社会教育委員会議とは

社会教育委員会議とは、社会教育法第15条に基づき設置している組織です。川崎市では、川崎市全体の社会教育について意見を述べる「川崎市社会教育委員会議」と、社会教育施設ごとに、それぞれの館の運営について意見を述べる「専門部会」から構成されています。

#### 社会教育法

(社会教育委員の構成)

**第15条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

### 2 高津市民館専門部会の活動内容

高津市民館における各種の事業の企画実施について調査審議を行います。高津市民館の主な事業としては、施設の管理運営業務と社会教育振興事業がありますが、それについてご意見を伺います。

### 3 高津市民館専門部会の組織について

- (1) 委員数 8名
- (2) 任 期 2年（令和6年5月1日～令和8年4月30日）
- (3) 会 議 年4回

別表（第6条関係）（抜粋）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
高津市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施において調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者



# KAWASAKI TAKATSU SHIMINKAN 川崎市高津市民館 利用案内



休館日は毎月第3月曜日です。(ただし祝日の場合はその翌日になります)

〒213-0001

川崎市高津区溝口1丁目4番1号 ノクティ2ビル／11階～13階

川崎市高津市民館

TEL. 044-814-7603(代)

このパンフレットの内容は 令和5年11月時点のものです。



# 高津市民館について

高津市民館は、市民の皆さまの自主的な学習・文化活動を支援する生涯学習の場です。ホール・会議室などの貸し出しのほか、これから赤ちゃんを迎える人から子育て中の大人、子ども、大人、高齢者、外国人市民、障がいがある人など、さまざまな世代や立場の人を対象とした各種事業を実施して、地域の皆さまの『学ぶ場、集う場づくり』を支援しています。

## 施設利用案内

### ◎使用時間

午前9時から午後9時まで

### ◎休館日

毎月第3月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び年末年始（12月29日～1月3日）

### ◎大ホールの抽選方法

大ホールはふれあいネットによる抽選申し込みではなく「直接抽選」を行っております。  
参加を希望される方は、ふれあいネット「利用者カード」および各市民館で発行する「抽選会参加カード」をご用意して、高津市民館へお越しください。（抽選に参加できる団体は1団体につき、1名です。）  
\*直接抽選終了後の空き予約につきましては、抽選会終了後、市民館窓口にて受け付けます。  
\*抽選会参加カードにつきましては、高津市民館HPか、直接各区の市民館へお問合せください。

### ◎大ホール抽選日程

毎月1日（12か月先の1か月分を抽選します。）\*例4月1日は翌年4月利用分を抽選します。

ただし、1月利用分の抽選会は1月1日ではなく、1月4日に開催となります。

受付時間 午前9時30分～10時 抽選開始時刻 午前10時～

高津市民館 11階 視聴覚室

\*大音量の電気楽器を使う催し物や太鼓等の打楽器の演奏、ダンス等は、重低音が床を伝い階下に響きます。

そのような催し物をご計画の場合は、以下の部屋についても併せて利用申込をお願いします。

（第3会議室）（第4会議室）（視聴覚室）の3部屋

\*申請には催し物の内容がわかる方がお越しください。

\*詳しくは市民館にお問合せください。

### ◎施設使用料

P.3 「高津市民館 施設使用料」をご参照ください。

### ◎使用を中止する場合のキャンセル料

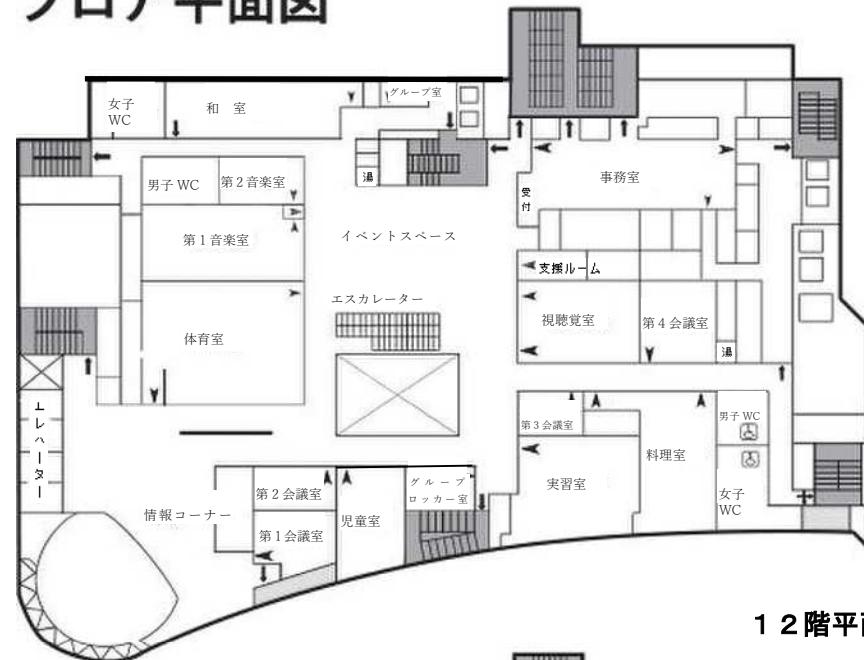
使用日6か月前まで	無料
上記後、使用日4か月前まで	5割
上記後、使用日まで	全額

\*施設使用申込書の控えを持参の上、中止届を提出してください。

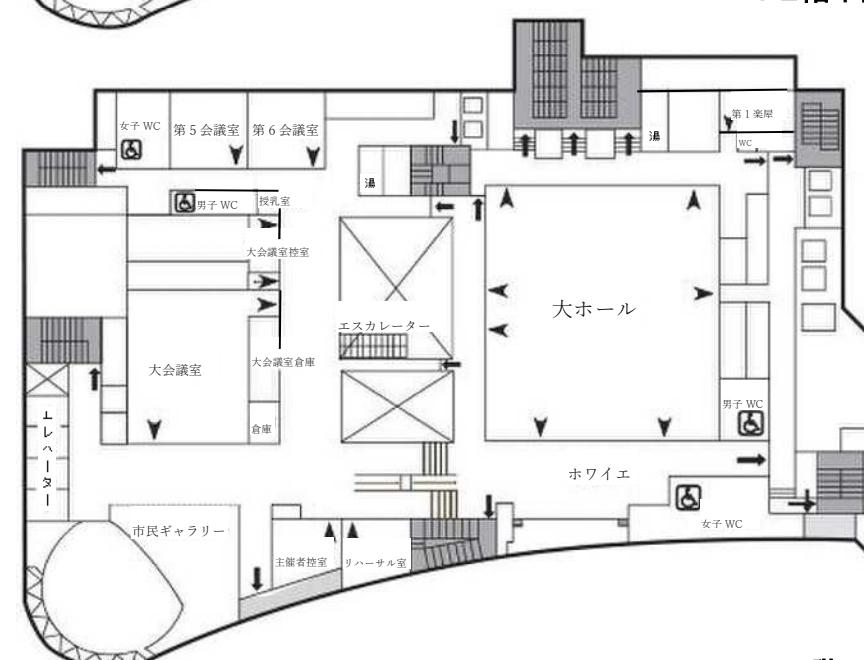
\*ホールと併せて会議室を予約した場合は上記ホールのキャンセル料と同様になります。

## フロア平面図

1 1階平面図



1 2階平面図



# 施設案内

施設名	階数	定員(人)	利用目的
大ホール リハーサル室	12階	600(700)	音楽・演劇・映画・舞台等の芸能の催と講演会・集会・大会など
	12階	25	同上リハーサル用
第1楽屋 第2~4楽屋	12階	10	大ホール出演者用
	13階	各10	同上
大会議室	12階	300 (イス席)	会議・音楽(演奏・合唱練習)・演劇練習・研修会など (ただし有料公演を除く)
第1会議室	11階	30	会議・研修会・囲碁・将棋等の利用
第2会議室		20	同上
第3会議室		16	同上
第4会議室		50	同上
第5会議室	12階	50	同上
第6会議室		50	同上
和室	11階	50	茶道・華道・踊りの練習など
実習室		50	工作・木工・手芸など
視聴覚室		50	ビデオ・映画・音楽鑑賞など
第1音楽室		60	コーラス練習など
第2音楽室		20	同上
料理室		40	料理実習など
体育室		60	エアロビクス・ヨガ・卓球・体操・太極拳など(土足厳禁)
グループ室		12	グループの打合せ(要登録)
児童室		45	館内利用団体の保育
市民ギャラリー	12階	—	市民の芸術及び文化活動の作品の展示(約140m <sup>2</sup> )

## 設備概要

所在地	川崎市高津区溝口1丁目4番1号 ノクティビル2(11~13階)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階、地下2階、塔屋1階
規模	建築延床面積 8373.38m <sup>2</sup> (市民館)
供用開始	平成9年9月17日
施設内容	大ホール(700人)、大会議室(300人) 視聴覚室、和室、体育室、料理室、実習室、会議室

## 会議室等の使用方法

会議室等(市民ギャラリー・グループ室を除く)のご使用には、  
ふれあいネット(川崎市公共施設利用予約システム)の利用者登録が必要です。  
詳細はホームページ(ふれあいネット)または受付でおたずねください。

### ◎申請方法

「ふれあいネット」に登録をした、「利用者カード」が必要です。  
ふれあいネット利用者端末、パソコンで抽選申込み・予約をしてください。  
\*高津市民館の大会議室については、「直接抽選」になります。  
詳細は受付にお問い合わせください。

高津市民館ホームページでもご案内しております。

◎申請可能期間・・・使用日4か月前の24日~使用日の3日前まで。

◎施設使用料・・・P.3「高津市民館 施設使用料」をご参照ください。

◎使用を中止する場合 使用日の3日前まで 無料  
上記後、使用日まで 全額

### ご注意ください

#### 許可の取り消し

次のような場合、使用許可条件の変更、制限、使用停止、許可の取り消しを行うことがあります。

- ・使用許可条件、条例、規則、関係法令等に違反した場合
- ・使用許可を受ける際に不正な手段を用いた場合
- ・災害等やむを得ない場合

#### 使用権の譲渡禁止

使用許可を受けた人は、市民館を使用する権利を他に譲渡することはできません。

#### 使用上のご注意

- ・ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されています。施設の利用にあたりましては、同法に定める不当な差別的言動を行わないなど、関係法規を遵守してください。
- ・ホール以外の施設で、営利的行為(販売・営業・宣伝・各種塾の練習等)には使用できません。
- ・ホール以外の施設で、入場料を徴収しての催し物はできません。  
アルコール類の飲用は禁止です。会議等に伴う飲食については窓口でおたずねください。
- ・市民館内は、禁煙です。
- ・定員を超えて入室することはできません。補助いすの貸出もありません。
- ・使用後、机・いす・白板等は原状に戻してください。
- ・茶器等は受付にお申し出ください。
- ・室内の壁・柱・ドア・廊下等に貼り紙をしないでください。
- ・事務用品やお茶の葉は、用意がございません。ご了承ください。
- ・各部屋の設備については、窓口でおたずねください。
- ・市民館専用の駐車場および駐輪場はありません。
- ・ノクティビルの駐車場・駐輪場ご利用の場合は有料となります。

# 高津市民館 施設使用料

※ 本表は令和5年4月1日以降の申込分から適用する料金表です。

ホール関係		9:00~ 11:30	9:00~ 16:30	12:30~ 16:30	12:30~ 21:00	17:30~ 21:00	9:00~ 21:00
		午前	午前+午後	午後	午後+夜間	夜間	全日
大ホール 通常 600名 最大 700名 935m <sup>2</sup>	入場無料	平日 7,390	17,240	9,850	26,870	17,020	34,260
		土日祝 8,868	20,688	11,820	32,244	20,424	41,112
	有料公演の場合	1000円未満 (平日単価の5割増)	平日 11,085	25,860	14,775	40,305	25,530 51,390
		土日祝 12,563	29,308	16,745	45,679	28,934	58,242
		3000円未満 (平日単価の10割増)	平日 14,780	34,480	19,700	53,740	34,040 68,520
		土日祝 16,258	37,928	21,670	59,114	37,444	75,372
		3000円以上 (平日単価の20割増)	平日 22,170	51,720	29,550	80,610	51,060 102,780
		土日祝 23,648	55,168	31,520	85,984	54,464	109,632
	展示販売 (平日単価の90割増)	平日 73,900	172,400	98,500	268,700	170,200	342,600
		土日祝 75,378	175,848	100,470	274,074	173,604	349,452
リハーサル室(25名) 66m <sup>2</sup>	平日	560	1,790	1,230	2,910	1,680	3,470
	土日祝	672	2,148	1,476	3,492	2,016	4,164
会議室等関係		9:00~ 12:00	9:00~ 17:00	13:00~ 17:00	13:00~ 21:00	17:30~ 21:00	9:00~ 21:00
		午前	午前+午後	午後	午後+夜間	夜間	全日
大会議室 286m <sup>2</sup>	椅子席 300名	平日 3,920	9,400	5,480	12,530	7,050	16,450
	机使用時150名	土日祝 4,704	11,280	6,576	15,036	8,460	19,740
第1会議室 第2会議室	(30名) 51m <sup>2</sup> (20名) 44m <sup>2</sup>	平日 1,230	3,020	1,790	4,030	2,240	5,260
第1会議室 + 第2会議室 (50名) 95m <sup>2</sup>	土日祝 1,476	3,624	2,148	4,836	2,688	6,312	
	平日 2,460	6,040	3,580	8,060	4,480	10,520	
	土日祝 2,952	7,248	4,296	9,672	5,376	12,624	
第3会議室 第4会議室 第5会議室 第6会議室 和室 実習室 第2音楽室	(16名) 36m <sup>2</sup>	平日	1,790	3,910	2,120	4,920	2,800 6,710
	(50名) 80m <sup>2</sup>						
	(50名) 79m <sup>2</sup>						
	(50名) 79m <sup>2</sup>	土日祝	2,148	4,692	2,544	5,904	3,360 8,052
	(50名) 73m <sup>2</sup> (48畳)						
	(50名) 154m <sup>2</sup>						
	(20名) 50m <sup>2</sup>						
視聴覚室 第1音楽室 料理室	(50名) 123m <sup>2</sup>	平日 2,120	4,800	2,680	6,150	3,470	8,270
	(60名) 144m <sup>2</sup>	土日祝 2,544	5,760	3,216	7,380	4,164	9,924
	(40名) 147m <sup>2</sup>						
体育室	(60名) 223m <sup>2</sup>	平日 440	1,220	780	2,120	1,340	2,560
	土日祝 528	1,464	936	2,544	1,608	3,072	

※使用後は次のご利用者のために、時間内の後片付けにご協力をお願いします。

※土日祝日に利用した施設利用料は平日の2割増となります。本表は2割増し後の料金で表示しています。

# 高津市民ギャラリー使用のご案内

## 1 目的

ギャラリーは、市民の芸術及び文化活動を奨励し、その普及及び振興を図るための展示場として、市民団体の利用に供するものとします。

## 2 使用資格

ギャラリーを使用できるのは市内に在住又は在勤する方々の団体とします。

## 3 使用期間等

- 市民館休館日を除く木曜日の午後1時から翌週の木曜日の正午までとします。
- 使用時間は午前9時から午後9時までとします。ただし原則として市民館が午後5時で閉館する場合はその時間とします。

## 4 作品の搬入・搬出

搬入は木曜日の午後1時から搬出は翌週の木曜日の正午までに行ってください。

なお、使用終了後に作品を保管しておく場所はありませんので必ずお持ち帰りください。

## 5 損害の責任

使用期間中の管理は使用者の責任とし、いかなる事故が生じても川崎市はその責めを負いません。

## 6 中止等

展示期間中の中止については、主催者が責任をもって処理してください。

## 7 受付日

使用時期	受付期間
10月・11月・12月	4月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
1月・2月・3月	7月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
4月・5月・6月	10月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで
7月・8月・9月	1月の第2木曜日から使用開始予定日の2週間前まで

## 8 使用日時等の決定

受付開始日にあっては、当該日の午前10時に高津市民館に来館している方で抽選にて決定します。

## 9 その他

- 使用を終了したときは、すみやかに原状復帰してください。その他川崎市市民ギャラリー使用要項の規定に従って使用してください。
- 主催者は期間中、会場責任者を常駐させ、常に会場内を清潔に保てるよう留意してください。
- 作品の飾り付けに際し、テープ類等の使用制限があります。くわしくは、使用者の手引きをご覧ください。
- 施設、備品、貸出品などを破損または紛失した場合は、弁償していただく場合がありますので利用にあたってはご注意ください。

## 高津市民館にて最近導入した市民利用物品



① 受付前ベンチ椅子 昨年12/1～  
(高津区役所本局からの移管)



② ベンダー式コピー機 4/1～  
(市民館運営費用より)



③ コイン返却式  
ロッカー (大会議室用) 5/23～  
(教育文化会館より移管)



# ▶プラザ橋のご案内

## 主な催し物

●0歳からの  
子育て●  
毎年春に開催します。  
初めての子育てを  
仲間と一緒に  
遊びましょう！

●子育てひろば●  
大きな部屋を  
開放しています。  
親子で思いっきり  
遊べます！

●絵本パーク●  
児童室を  
開放しています。  
図書館で借りた本を  
お子さんと  
楽しめます

●おはなし会●  
3歳以上の  
お子さんを対象に  
絵本や紙しばいの  
読み聞かせを行っています

シニア世代の方に

●おはよう！  
歌の広場●  
思い出の懐かしい歌や  
季節の歌などを  
みんなで歌います

●市民自主学級・  
市民自主企画事業●  
「こんなことを学んでみたい」  
「そんなみなさまの思いを  
プラザ橋の職員がサポートし  
ともに学びの場を作ります

みんないつしょに

●たちばな  
ファミリーコンサート●  
夏・冬の年2回  
多世代で楽しめる  
コンサートを開催しています

●プラザ橋まつり●  
毎年秋に開催します。  
プラザ橋を中心活動する  
グループ・サークルが  
発表や展示を行います。

ほかにもたくさんの事業があります！  
プラザ橋だよりやチラシ・ホームページをご覧ください。

## 自主活動サークルのご紹介

プラザ橋では、さまざまな分野のサークルや自主活動グループが活動しています。会員を募集しているサークルの活動内容を記入した「サークルカード」を事務室で紹介していますので、何か学びたい、始めたいたいと思ったら、事務室へお声かけください。

## プラザ橋を利用するには

まずプラザ橋または川崎市施設窓口にて、ふれあいネット（川崎市公共施設利用予約システム）の利用者登録を行います。登録後館内にあるふれあいネット利用者端末またはご自宅のパソコン・スマートフォンなどを利用し、予約サイトにて施設利用の抽選申込・予約を行います。  
※くわしいことは、ふれあいネット運用センター または 事務室にお尋ねください。

## 利用の申込期間は

利用日4か月前の

17日～23日 24日 25日～28日 29日～  
抽選申込 抽選日 確定処理 予約申込

## 利用を中止したいときは

利用を中止する場合は、ふれあいネットで予約の取消を行います。  
なお、使用日の3日前を過ぎた場合には、使用料が発生しますので、ご注意ください。

例) 使用日が10月8日の場合

10月5日（3日前）までの取消であれば使用料は発生しませんが、10月6日（2日前）以降は使用料が発生します。

※ 中止理由が、天災等「特別の理由」にあたる場合には使用料を徴収しないことがあります。ご相談ください。

## 利用にあたってのお願い

- 専ら営利を目的とした活動（主たる目的が販売や営業等の活動）は行えません。ただし、実費を参加費や材料費として徴収することは可能です。詳しくは施設窓口にご相談ください。
- 申込時の利用目的に反したり、不正行為によって使用許可を受けたとき、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしたり、その恐れのあるときは、使用許可の取消または使用停止となることがあります。
- 使用許可を受けた団体は、各室の使用権利を他の団体に譲渡することはできません。
- 定員を超えての利用は、できません。
- 使用後の机・椅子等は原状に戻し、ゴミはお持ち帰りください。
- 敷地内は禁酒・禁煙です。
- ラジカセ、マイクなどの機材の借用については、お部屋の予約が確定しましたら、事務室でご予約ください。
- ホワイトボード用マーカーについては、当日お貸します。事務室にお申し出ください。
- ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されています。施設の利用にあたりましては、同法に定める不当な差別的言動を行わないこと等、関係法規を遵守してください。

## 利用料金は

使用料の（ ）内の数字は、土曜日・日曜日・祝日の料金です。

※ホームページで各部屋の写真がご覧いただけます。

室名	階	定員（人）	広さ（m <sup>2</sup> ）	付帯設備 (*貸出設備)	使用料（円）		
					午前	午後	夜間
第1学習室	1	16	34	円形テーブル 白板 スクリーン	670 (804)	780 (936)	1,120 (1,344)
第2学習室	2	22	51	長机11 白板 スクリーン	890 (1,068)	1,000 (1,200)	1,340 (1,608)
第3学習室	2	36	95	長机17 アンプ 姿見一面 卓球台4	890 (1,068)	1,000 (1,200)	1,340 (1,608)
第4学習室	2	36	95	長机17(要予約) 白板 スクリーン	890 (1,068)	1,000 (1,200)	1,340 (1,608)
和室	2	16	37	15畳 姿見 座卓8 座布団	670 (804)	780 (936)	1,120 (1,344)
実習室	2	24	65	工作台5 白板 料理台3 調理具 食器類 スクリーン	890 (1,068)	1,000 (1,200)	1,340 (1,608)
児童室	1	10	18	小児用トイレ	無料 (予約・保育者が必要です)		
市民活動支援ルーム (談話室)	1	24	30	テーブル 白板 スクリーン	無料 (予約が必要です)		
ギャラリーコーナー	2		28	*展示用ワイヤー *S型フック 展示パネル	無料 (予約が必要です)		

## 第3学習室・第4学習室

- 通常、間仕切りがない状態（第3・4学習室合併）となっています。
- 間仕切りをして別々のお部屋としても利用できます。
- 階下が図書館となっているため、大きな音が出ないようご配慮をお願いいたします。

## 児童室

学習室などを利用する団体が、活動中に保育室として利用できる部屋です。単独利用ができる制度もあります。

利用方法は、事務室にお問い合わせください。

## 市民活動支援ルーム

利用の詳細は、高津区役所地域振興課（TEL：044-861-3133）にお問い合わせください。

## ギャラリーコーナー

利用の詳細は、事務室にて配布する「プラザ橋 ギャラリーコーナー利用方法」をごらんください。

## 令和6年度生涯学習支援課(高津市民館・橘分館)事業一覧

社会教育振興事業			
事業名	事業内容	高津市民館	橘分館
社会参加・共生推進学習事業			
識字学習活動 (高) 468千円	日本で生活する外国人などが、日常生活に必要な基礎的日本語を学ぶとともに日本人と外国人が互いの文化等を学び合い、多文化共生社会の創造をめざします。	午前コース 4月17日から3月12日 水曜日10:00～11:30 35回 夜間コース 4月18日から3月6日 木曜日19:00～20:30 35回	
識字ボランティア研修 (高) 100千円	識字学習活動等に参画するボランティアの資質の向上を図り、外国人と日本人が共に生きる多文化共生の地域社会をめざします。	・識字ボランティア「ラッシュアップ」研修 午前コース：12～1月頃予定 夜間コース：12～1月頃予定	
障がい者社会参加学習活動 (高) 177千円	障がいのある人の社会参加を図るため、障がいのある人もない人も共に交流等を行い共生社会の実現をめざします。	5月～3月の原則第4日曜日 全10回（8月除く）学習者29人 登録ボランティア13人	
障がい者ボランティア研修	「障がい者社会参加学習活動」のボランティア等に、障がい者の理解やボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供し、障がい者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上をめざします。		
市民自治基礎学習事業			
[普遍的課題学習活動]			
平和・人権・男女平等推進学習 (高) 160千円	憲法・教育基本法の理念に基づき、平和や人権尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習を通して、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成をめざします。	【平和・人権】 「畏・怖・恐～オソレを追求してみよう～」人々がおそろしいと感じて忌み嫌ってきたことなどから平和に生きるヒントを見つけていく 9月1日・15日・23日・10月13日・27日実施予定 全5回 定員20人  【男女平等】 (仮称)「プレパパ・プレママ講座」 11月～12月実施予定 全5回 高津区内在住のこれからお父さん・お母さんになる夫婦 15組程度	
[世代別学習活動]			
青少年教室事業 (高) 139千円	小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決や地域参加に向けた学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進します。	「小学生のための絵本作り講座」 絵本作りを通して子どもたちの表現力と自己肯定感の向上を図る。 6月22日(土)～8月3日(土)隔週土曜日 全4回 定員15人 受講者15人	
シニアの社会参加支援事業 (高) 75千円 (橘) 71千円	地域の課題解決、地域活動の参加に向けた学習機会を提供し、シニア自らの経験や知識・能力を活かして地域社会で活動できるよう支援します。	(仮称)「市民科学(シチズンサイエンス)に参加しよう」 ※市民科学とは職業的な科学者ではない一般市民が科学研究に関わること 川崎市青少年科学館と連携して実施 11月～12月予定 全5回 定員20人	「みんなでフラダンスしましょう！」 フラダンスを通して友達作りを目的とする。 6/27～7/18 木曜日 全4回 10時～12時 定員20人
高齢者セミナー (高) 50千円	高齢期の課題解決に向けた学習機会の提供し、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進し幸福な高齢期をおくれるよう支援します。	(仮称)「自分が一番 人生まだまだこれから」 9月～10月 全5回 定員20人	
[子育て・共育学習活動]			
家庭・地域教育学級 (高) 150千円 (橘) 100千円	家庭教育の充実を図るために、学齢期の子どもの成長や親子関係について学びます。	①(仮称)「赤ちゃんと一緒に成長しよう」 10月～11月 全5回 3か月～1歳児未満の第1子とその保護者15組  ②(仮称)「保護者のための18歳成人講座」 11月～12月 全5回 定員20人	①「0歳からの子育て」 5/23～6/20 主に木曜午前。全5回。0歳児と保護者15組。受講者数(組)7組  ②親子向け単発講座 開催予定
市民館保育活動 (高) 122千円 (橘) 20千円	幼い子をもつ親の学習機会を保障するため、主催事業に保育を併設し、子育て環境の醸成をめざします。	年間。保育ボランティア10人登録	年間。保育ボランティア9人登録。

社会教育振興事業

事 業 名	事 業 内 容	高津市民館	橋分館
<b>市民自治基礎学習事業</b>			
<b>[家庭教育推進事業]</b>			
区家庭教育 推進連絡会	市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、地域や家庭の教育力向上に向けた協議を行います。	年度内2回実施予定(書面開催含む)	
PTA家庭教育学級講師 派遣	市内小学校PTA等で開設される家庭教育学級に講師を派遣します。	区内各小中特別支援学校PTA17団体実施(予定)	
子育て支援啓発事業 (高)70千円 (橋)10千円	地域の身近な子育て情報を収集し提供するための交流を中心とした集会を実施します。	①「キューピーランド」5月～3月(8月は無) 第2火曜午前の全10回。 0歳から1歳11ヶ月の親子(第1子)を対象としたフリースペース(事前申込制20組)。 高津区在住を優先するが定員に満たない場合は他区からの参加も可  ②「ぽかぽかおはなし会」4月～3月 第3金曜午前の全12回 定員10組。 未就学前の親子を対象にした絵本の読み聞かせ。  ③「親子フリースペース ぶらっと」4月～3月 第2木曜午前の12回 定員10組 2歳～小学校就学前の親子を対象としたフリースペース	①「子育てひろば」6月から3月(8月を除く)、 第2金曜午前。全9回。0歳から就学前の親子を対象  ②「絵本パーク」毎週水曜日、午後1時から3時まで実施(全36回)  ③「親子ふれあい読書」 0歳から就学前の親子の絵本の読み聞かせ等のフリースペース。土日・祝日午前10時から午後4時30分まで実施(全82回) ※「絵本パーク」と「親子ふれあい読書」について、トイレ改修工事のため7月より実施予定
<b>市民学習・市民活動活性化事業</b>			
市民自主学級	生活課題や地域課題等の解決に取り組もうとする市民が、広く地域に呼びかけて行う自主学習活動を推進します。		
橋分館 (橋)150千円	①「地域に広げよう！おはなし会」7月～令和7年2月。(実施団体:おとなのおはなしかい企画委員会) ②「こどもチャレンジクラブ」7月～令和7年3月。(実施団体:こどもチャレンジクラブ実行委員会)		
市民自主企画事業	学習・文化・芸術の振興や市民の交流ネットワーク化に向けて、多様な形態の事業を市民参画で実施します。		
高津市民館 (高)170千円	①「中高生建築講座」8月1日(水)13:00～16:30(企画運営:建築と子どもプロジェクト) 対象者 市内在住・在学の小学校3年～6年生 30人 ②「つながる・まなぶ パパママ五年生」(企画運営:それゆけ！にじいろ銀河の会) ・親子で一緒に化学実験デビューしよう 9月5日10:00～12:00 全1回 ・食育講座(食事のルール、お箸の使い方等) 12月上旬を予定		
<b>[市民エンパワーメント事業]</b>			
市民エンパワーメント研 修 (高)96千円 (橋)66千円	市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むために市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供します。	「外国につながる子どもたちの幼児期の育ちを考える」 8月31日(土)、9月8日(日)、9月14日(土)、9月22日(日) 全4回 定員20人	未定
市民講師活用事業 (高)55千円	様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行います。	「まちの先生入門講座」 社会教育の視点を土台とした「市民講師」としての地域住民人材発掘と「学びの場」の作り方の基本を学ぶ 7月4日土曜日 全1回 対象:関心のある方 20人。	
「(仮称)寺子屋先生スキ ルアップ研修」	対象者を現役寺子屋先生及び寺子屋先生登録者を基 本とし、寺子屋先生のフォローアップを行うことで、地域の 寺子屋事業の活性化及び地域教育力の向上をめざす。	南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 開催日時(予定):1月10日 会場:中原市民館 対象:市内中学校寺子屋先生 定員:60人(予定)	
「地域の寺子屋事業」情 報交換会	寺子屋事業のより良い運営と運営上の負担軽減を目指 して、各寺子屋における好事例の共有や運営上の悩み などの様々な情報を交換する。	南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 開催日時(予定):11月12日午前開催 会場:高津市民館 対象:高津・宮前・中原区内の小学校 寺子屋関係者	
PTA活動研修 (高)53千円	子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の研修をしま す。	5月 全6回 区内小中特別支援学校PTA会員対象	
生涯学習交流集会 (高)5千円 (橋)12千円	いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた意見交 換や成果発表などの交流を通して、市民が主体的に学 ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図ります。	令和6年度高津市民館市民自主学級・市民自 主企画事業実施報告と主に市民館を拠点とし て活動する区の市民団体の活動報告を目的とし た展示。 令和7年2月23日～3月6日(予定)	第25回プラザ橋まつりを11月2日(土)に実 施予定。

社会教育振興事業

事 業 名	事 業 内 容	高津市民館	橋分館
<b>市民・行政協働・ネットワーク学習事業</b>			
行政区・中学校区地域教育会議推進事業	家庭・学校・地域の連携により、区内の子育てや生涯学習ネットワークづくりと教育への市民参画システムづくりを行います。		全体会他
行政区生涯学習推進会議	市及び区の生涯学習推進基本計画にもとづき、生涯学習に関する行政職員による会議を行います。	7月、令和7年2月(予定) 2回開催	
課題別連携事業	地域での子育てや福祉、環境などの課題に協働して取り組むため、関係機関や市民と連携した会議や事業を実施します。	①第46回高津市民館サークル祭 6月8日(土)、9日(日)開催  ②他機関等との連携事業 「あつまれ！0・1・2・キッズ」4月～3月 月1回(8月以外)(保育所等・地域連携担当)  ③広場・交流事業 「ふれあい子育てサロン きらり」 4月～3月 月1回(8月以外) (高津区民生児童委員児童委員協議会、高津区児童委員活動強化推進委員会担当)	①地域子育て支援事業「あつまれ！キッズ」 4月～3月 月1回(8月以外) (保育所等・地域連携担当)  ②夏休み子ども映画会 7月25日(木)午後 (橋出張所)
地域学習・文化団体連携推進事業	地域の学習活動を推進している学習・文化団体とのネットワーク化や事業連携の推進を通じ、市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指します。		
<b>現代的課題対応学習事業</b>			
地域コミュニティ交流・学習事業 (橋)34千円	地域コミュニティ課題解決あるいは地域コミュニティの活動・交流に係わる学習機会を提供し、市民自らが地域の課題解決や活動・交流に参加していくよう支援する。		①コミュニティカフェ「ふらっとひだまり」(8月を除く毎月第3木曜日実施) 5月16日(木)午前 参加者数：5人 6月20日(木)午前 7月18日(木)午前  ②「ゆずりっこデー」 9月29日(日)午前実施予定
現代的課題学習事業 (高)40千円	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援します。	①(仮称)「MANABU」全16席 7月17日(水)～8月23日(金・祝) 10時～17時 各最終日のみ15時終了 イベントスペースを活用し、中高生の学習スペースを提供する。学生ボランティアグループ「かわさき芽吹塾」による学習支援をあわせて行う。	
<b>教育文化会館・市民館学習環境整備事業</b>			
社会教育委員会議 高津市民館 専門部会	市民館の円滑な運営をはかるため、調査審議を行います。	年4回開催	
刊行・広報活動 (高)523千円 (橋) 75千円	学習記録や調査研究書の作成、館のたよりやホームページなどにより学習情報の公開を図ります。	市民館だより年6回(偶数月発行) 7,200部 館内及び各区役所等公共機関に配架、HPにも掲載。区内町内会に回覧依頼。 各事業の案内をHPに掲載するほかエレベーター内に掲示。	プラザ橋だより年6回(偶数月発行) 4,000部 各事業チラシ類 ホームページ随時更新 ほか
情報機器整備事業	総合教育センター視聴覚センターと連携して視聴覚機材を貸し出します。	視聴覚教材、機材を貸出	
16ミリ映写機操作技術講習会	16ミリ映写機の操作方法及びフィルム活用について習得します。	総合教育センター主催事業	

## 地域課題対応事業

たかつ学習・文化ネットワーク事業	地域資源を活用し、コミュニティの活性化を図るため、多文化共生推進事業、生涯学習推進事業の2事業を実施します。
多文化共生推進事業 (高)490千円	市民が違いを認め、理解しあい、共に生きる社会づくりにむけ、外国人市民等、様々な人々のもつ文化との出会いや日常生活に即した交流機会を提供し、地域の特性や市民交流が豊に息づく多文化共生社会の実現を目指します。
地域めぐり	「外国人市民とともに楽しむ まちあるき」 区内で活躍する高津シルバーガイドを講師に招き、地域の魅力を発掘する地域めぐりを10月6日(日)13時30分～16時30分実施予定。円筒分水や風水害時の防災についてなど「水とまち」をテーマに開催。定員 外国人市民15人 日本人市民5人
多文化防災訓練	「外国人市民とともに楽しむ まちあるき」の中で2019年の風水害災害を振り返りながら、水による災害の防災にふれながら併設実施。
文化体験/ワークショップ /防災訓練	①「多文化ワークショップ＆交流会」7月20日(土)13時30分～16時30分実施予定。 一般社団法人魂刀流志伎会による武道体験 定員 外国人市民15人 日本人市民10人 ②(仮称)「外国人市民とともに学ぶ 防犯講座」 高津警察署員を講師に、防犯対策を学ぶ。11月2日予定。定員 外国人市民15人 日本人市民5人
コミュニケーションの 場づくり	ワークショップの中で併設、多文化理解につながる話し合いの場づくりを予定
多文化理解による 市民向講座	12月14日(土)14時～16時 コラムニスト サンドラ・ヘフェリン氏による講演会を予定 定員25人予定
子ども塾	小学生以下の子どもの学習サポートと、その保護者への日本語や学校からの配布物等の生活サポートを通し、身近な居場所づくりを進める事業を毎月2回土曜日午前に実施。
多文化共生理解職員向 け研修	実施検討中
生涯学習推進事業 (高)113千円	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関が主催する講座を区の中心で交通の要所に位置する高津市民館で開催することにより、区内で生涯学習を推進する施設間の連携強化と生涯学習を通しての区民間のコミュニティづくりの促進を目指します。
生涯学習推進会議	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関との会議を実施(年2回)。
出前講座	7月の行政区生涯学習推進会議内で決定。概ね4事業を実施予定。
たちばなファミリーコンサー ト (橘)80千円	参加・体験型コンサート(年2回開催) 会場は全てプラザ橘第3・4学習室 ①8月3(土) 13:30～ 洗足学園音楽大学 濑尾ゼミ生によるコンサート ②12月8日(日) 13:30～ 「クリスマスコンサート」 地域で活動するサークル、団体による親子で楽しめるコンサート
おはよう！歌の広場 (橘)66千円	シニア世代のための歌のフリースペース。7月から原則第4月曜午前実施(全6回)。プラザ橘第3・4学習室 事前申込なし当日先着70人。(7月・9月・10月・11月・1月・3月に実施予定)

**①中原市民館  
②高津市民館・高津市民館橘分館・高津図書館橘分館  
の指定管理者制度の導入について**



中原市民館入口  
(パークシティ武蔵小杉  
ミッドスカイタワー内)



高津市民館外観（マルイ内）



橘分館外観

# 1 本市の市民館・図書館について

## ●市民館（公民館）

- 【川崎区】教育文化会館／大師分館 田島分館
- 【幸 区】幸市民館／日吉分館
- 【中原区】中原市民館
- 【高津区】高津市民館／橘分館
- 【宮前区】宮前市民館／菅生分館
- 【多摩区】多摩市民館
- 【麻生区】麻生市民館／岡上分館

## ●図書館

- 【川崎区】川崎図書館／大師分館 田島分館
- 【幸 区】幸図書館／日吉分館
- 【中原区】中原図書館
- 【高津区】高津図書館／橘分館
- 【宮前区】宮前図書館
- 【多摩区】多摩図書館／菅閲覧所
- 【麻生区】麻生図書館／柿生分館

分館のうち、市民館・図書館の両機能を備える館はプラザ館と呼ばれ、施設管理・運営は区役所が行っている。

大師分館、田島分館、  
日吉分館、橘分館

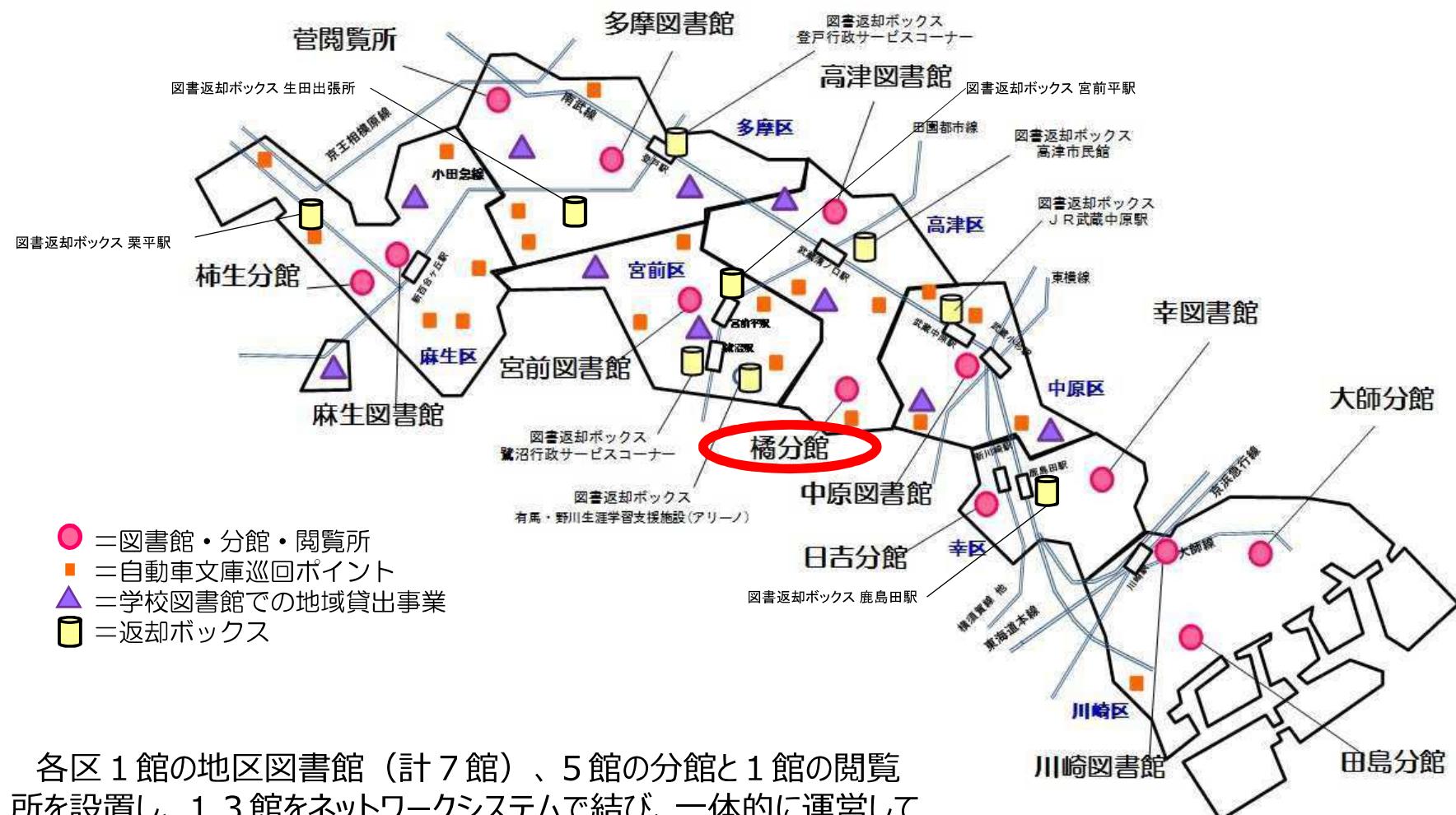
## 2 市民館の設置状況



各区に 1館（計 7館）の、「公民館」と大ホールやギャラリーを備えた「文化会館」の2つの機能を持つ市民館を設置しています。

また、地域に密着した施設として6館の分館を設置し、市民の主体的な学習活動を支援しています。

### 3 図書館等の設置状況



各区1館の地区図書館（計7館）、5館の分館と1館の閲覧所を設置し、13館をネットワークシステムで結び、一体的に運営しています。また、自動車文庫が市内循環を行っています。

さらに、市内9か所に返却ボックスを配置するなど、市民の利便性の向上を図っています。

## 4(1) 指定管理者制度の導入

### 「今後の市民館・図書館のあり方」 (令和3(2021)年3月策定)

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

### 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」 (令和4(2022)年8月策定)

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。

## 指定管理者制度の導入決定

### ・市民館 13館全館導入

教育文化会館、大師分館(プラザ大師)、田島分館(プラザ田島)、幸市民館、日吉分館(プラザ日吉)、中原市民館、高津市民館、橘分館(プラザ橘)、宮前市民館、菅生分館、多摩市民館、麻生市民館、岡上分館

### ・図書館 8館導入 (4館は直営館)

大師分館(プラザ大師)、田島分館(プラザ田島)、幸図書館、日吉分館(プラザ日吉)、橘分館(プラザ橘)、宮前図書館、麻生図書館、柿生分館

令和7年4月運営開始予定の、次の2つの指定管理者を募集します。

①中原市民館

②高津市民館・高津市民館橘分館・高津図書館橘分館

## 4(2) 指定管理者制度の導入

### 「今後の市民館・図書館のあり方」（令和3(2021)年3月策定）

社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定しました。

#### 10年後の未来に向けて

#### 「人生100年時代の生涯学習社会の実現」 ～生涯を通じた学びと成長～

10年後の川崎の未来に向けて、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を通し、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けられるしくみづくりを進め、人生100年時代の生涯学習社会を実現する。

#### 今後求められる役割

#### 「学びと活動を通じたつながりづくり」

市民館・図書館は、市民自身が学習の成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげていくとともに、学びと活動を循環させることで、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」が図られるよう、それぞれの強みや資源を活かした連携を進めながら、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく。

#### 今後のめざす方向性

##### 行きたくなる市民館・図書館 ～利用及び参加の更なる促進～

「誰もが行きやすい・参加しやすい」、「また行ってみたい・参加したい」市民館・図書館となることをめざす。

##### まちに飛び出す市民館・図書館 ～身近な地域に立脚した取組の推進～

まちに広がり、つながり、地域の誰もが身近に感じるような市民館・図書館となることをめざす。

##### 地域の“チカラ”を育む 市民館・図書館 ～地域資源や担い手づくりの推進～

人づくり、つながりづくりを支える市民館・図書館となることをめざす。

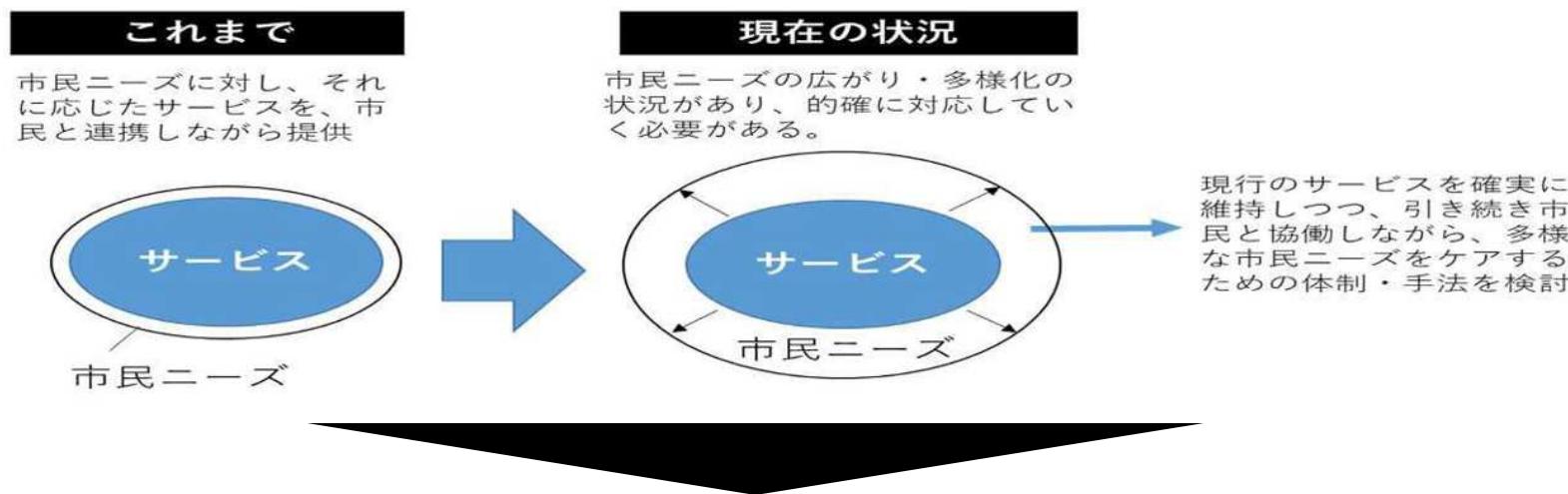
※詳細は、「今後の市民館・図書館のあり方」（令和3(2021)年3月策定）を参照

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000115175.html>

## 4(3) 指定管理者制度の導入

### 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」（令和4(2022)年8月策定）

市民からの多様なニーズに的確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理・運営手法を検討しました。



多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用しながら、事業・サービスの質を向上させつつ、これまでの本市が培ってきた知識・経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行うことしました。

※詳細は、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」（令和4(2022)年8月策定）を参照  
<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000115175.html>

## 5 指定管理者制度導入予定期

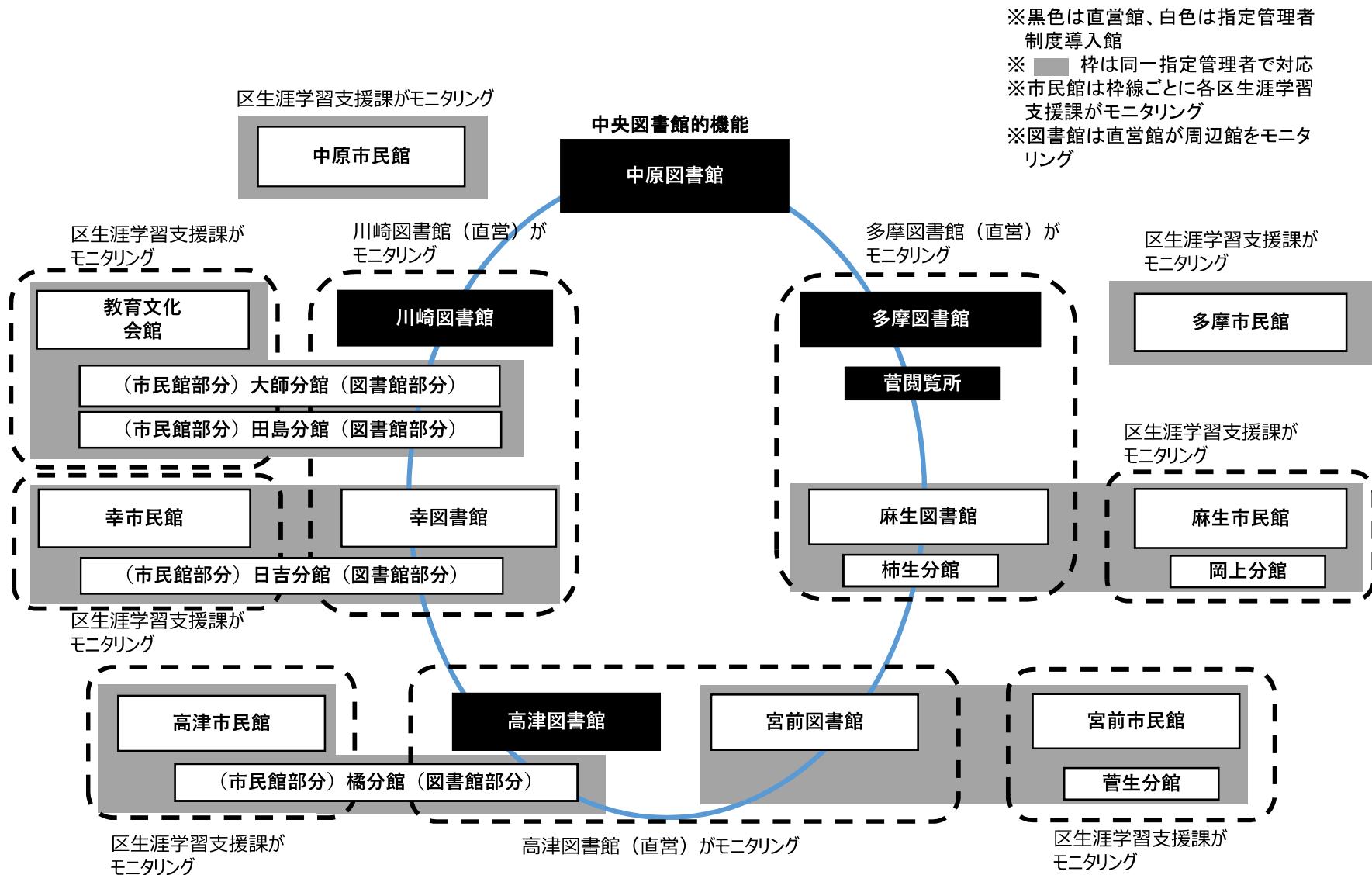
【市民館】

市民館	導入予定期
教育文化会館	令和8(2026)年2月
大師分館(プラザ大師)	令和8(2026)年2月
田島分館(プラザ田島)	令和8(2026)年2月
幸市民館	幸市民館の改修工事後
日吉分館(プラザ日吉)	幸市民館の改修工事後
中原市民館	令和7(2025)年4月
高津市民館	令和7(2025)年4月
橘分館(プラザ橘)	令和7(2025)年4月
宮前市民館	宮前市民館の移転後
菅生分館	宮前市民館の移転後
多摩市民館	令和8(2026)年4月
麻生市民館	令和8(2026)年4月
岡上分館	令和8(2026)年4月

【図書館】

図書館	導入予定期
川崎図書館【直営館】	—
大師分館(プラザ大師)	令和8(2026)年2月
田島分館(プラザ田島)	令和8(2026)年2月
幸図書館	幸図書館の改修工事後
日吉分館(プラザ日吉)	幸図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館(プラザ橘)	令和7(2025)年4月
宮前図書館	宮前図書館の移転後
—	—
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8(2026)年4月
柿生分館	令和8(2026)年4月

## 6 指定管理者制度導入後の各館関係図



## 7 今後のスケジュール(予定)

令和6年4月～5月 指定管理者募集

令和6年6月 民間活用事業者選定評価委員会  
(指定管理予定者の選定)

令和6年9月 指定議案の市議会への提出  
(指定管理者の指定)

令和6年10月 協定書締結

令和6年10月～ 指定管理者による運営開始準備

令和7年4月 指定管理開始